

## [施設サービス] 要介護1～5の方が対象です。

### ○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所できます。食事・入浴・排泄等の日常生活の介護や健康管理を受けることができます。

### ○介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な方が入所できます。医学的管理下で、機能訓練や日常生活の介護が受けられます。

### ○介護療養型医療施設（療養型病床群等）

急性期の治療が終わり、長期療養を必要とする方の病床です。医療・療養上の管理や看護・介護が受けられます。

詳しくは、地域包括支援センター（保健センター内）までお問い合わせ下さい。

TEL 0125-68-2288